

第3部 全体構想編



第1章 都市づくりの目標

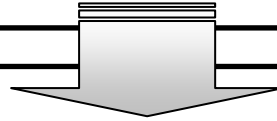
1. 将来都市像

中間市第4次総合計画における将来の都市像は、「元気な風がふくまち なかま ~市民の元気がまちの元気~」と位置づけられています。本都市計画マスタープランにおいても、最上位計画である総合計画の位置づけを踏襲するものとし、達成すべき都市像として設定します。

将来都市像

「元気な風がふくまち なかま」
~市民の元気がまちの元気~

高齢者、若者、将来を担う子供たちが、安全に、安心して暮らせる生活環境の形成
市民との協働と交流の推進による「住む人の融和と未来の夢を拓くまちづくり」
「元気な風がふく」とは人づくり、まちづくり、ものづくり、ふれあいづくりを市民と行政が協力し合って推し進めることで市民一人ひとりが、より健康で、家庭や社会の中で助け合いながら幸せな、すばらしい環境をつくること、そういった市民の元気が市内全域に広がることをイメージ



基本目標

快適な暮らしを支える社会基盤の整備 ~未来へとつなぐ都市づくり~

生涯にわたる保健・医療・福祉の充実 ~元気の輪が広がる都市づくり~

豊かな生活環境の創造 ~みんなで築く環境都市づくり~

新世紀に適応した産業の振興 ~活力と賑わいのある都市づくり~

次世代を担う教育の充実 ~人を育むスポーツと文化の都市づくり~

市民との協働・交流による開かれたまちづくり
~人権を尊重し、人が集う魅力ある都市づくり~

2. 都市づくりの理念

将来都市像を達成していくための、都市づくりの理念は、少子高齢化の進行や生活圏の拡大などの社会情勢の変化や各種現況課題を踏まえながら、これまでの中間市の都市計画の方針を継続し、「自立した都市、共生できる都市、連携しあう都市」と設定します。

都市づくりの理念

自立した都市

これまで北九州市のベッドタウンとして都市形成が進められ、市民による賑わい、文化が形成されてきました。今後も北九州西部都市の生活圏の中で、良好な住まい環境特性を活かしながら、人と人との交流、新たな魅力の創出を進め、個性あるまちづくりを推進し、自立した都市を目指します。

共生できる都市

環境にやさしいまちづくりにむけて、遠賀川や垣生公園をはじめとした自然との共生とともに、地域活力の再生・創出にむけて高齢者から子供まで多様な世代の人と人とのふれあい支えあうような、人と自然そしてまちが共生していく都市を目指します。

連携しあう都市

個性あるまちづくりの中で自立した都市を形成しながらも、北九州都市圏の一員として、各都市がもつ独自の個性や機能を活かし、互いに連携また補完しあうことで、効率的・効果的な都市づくりの実現とともに豊かで活力ある都市圏の発展にむけて、連携しあう都市を目指します。

3. 都市づくりの基本目標

「自立・共生・連携」の基本理念のもと、「元気な風がふくまち なかま」という将来都市像の達成にむけて、中間市都市計画マスタープランにおいては、「人」が主役のまちづくりを進めながら、地域の「個性や魅力」を維持・発展していくことが重要であると考えます。そして、その「人」を支える魅力あるまちとして「住まい環境」の形成が根幹になると考えます。

そこで、本計画における「都市づくりの基本目標」を以下のように設定します。

都市づくりの基本目標

ひと づくり

都市の活力・魅力の創出においては、人が主役と考えます。そこで、多様な世代、多様な価値観を持った人と人、また市民・事業者・行政、加えて各地域や都市が互いに連携することで、新たな息吹（元気）の創出を図り、人が主役の都市づくりを進めます。そのため、都市づくりの中で市民参加を積極的に誘導し、各主体のまちづくりを支援するとともに、連携・交流基盤となる道路・情報ネットワークや文化・自然の交流及び人のネットワークづくりを推進します。

魅力 づくり

遠賀川を基調とした自然、培われてきた有形・無形の文化、また都市の活力など、本市が持つ個性や魅力を維持、発展させることで、都市の賑わいづくりを進めます。そのため、都市の活力や地域の生活利便を支える、既存商店街や商業・業務・文化集積地区における中心地の形成、また工業地の維持・発展を図るとともに、新たな賑わい創出にむけた拠点地区の形成を目指します。また、遠賀川や垣生公園における自然空間を活用し、自然との交流、市民の余暇活動の達成等、魅力ある都市づくりを進めます。

住まい づくり

本市が持つ北九州都市圏における住機能特性を活かし、都市活力を支える人が今後も住み続けたいと感じる魅力ある住まい環境づくりを進めます。そのため、都市を支える各種都市基盤の整備推進を図るとともに、ユニバーサルデザインや防災に配慮した安全・安心なまちづくりを推進します。また、現在のコンパクトな都市形成を維持し、歩いて暮らせるまちづくりや周辺の自然環境と調和したアメニティ豊かな住環境の整備を図ります。

中間市都市計画マスタープランの基本目標

将来
都市像

「元氣な風がふくまち なかま」
～市民の元氣がまちの元氣～

安全・安心に暮らせる生活環境の形成
市民との協働と協力の推進による「住む人の融和と未来を拓くまちづくり」

都市づく
りの理念

自立した都市

北九州西部都市の生活圏の中で、良好な住まい環境特性を活かしながら、人と人との交流、新たな魅力の創出を進め、個性あるまちづくりを推進し、自立した都市を目指す。

共生できる都市

遠賀川に代表される良好な自然とのふれあい、地域活力を創出する人と人とのふれあい、加えてまちとのふれあいなど、人・自然・まちが共生していく都市を目指す。

連携しあう都市

自立した都市を形成しながらも、各都市がもつ個性や機能を連携、補完しあうことで、効率的・効果的な都市づくりの実現や都市圏の発展など、連携しあう都市を目指す。

都市づく
りの基本
目標

ひとづくり

人が主役のまちづくりの推進
市民・事業者・行政の協働によるまちづくりの推進
市民参加によるまちづくりの誘導及び支援の実施
交流・連携ネットワークの整備(道路ネットワーク、自然・文化ネットワーク等)

魅力づくり

自然・文化資源の維持・活用
中心地の再生と新たな賑わいの創出
産業拠点の維持・発展

住まいづくり

生活を支える基盤整備の推進
ユニバーサルデザインに配慮した安全・安心なまちづくりの推進
歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりの推進
自然環境と調和したアメニティ豊かな住環境の整備推進

ふくおか新世紀計画(H18)

いきいきと暮らせる安全・安心な社会づくり
多様性と創造性に富んだ力強い産業づくり
活気あふれるアジアの交流拠点ふくおかづくり
未来を担う多様な人・豊かな文化づくり
快適で潤いのある循環型社会づくり
地方分権新時代を担う行財政システムづくり

中間市の位置づけ

北九州市を拠点として、周辺地域の連携・交流を深めながら個性あるまちづくりを推進
周辺の産業集積や商業集積との連携深め、住機能特性を活かした都市計画の推進
遠賀川の特性を活かし、「みどりと水の文化ベルト」周辺にある良好な住環境の創出

第4次北九州都市圏広域行政計画(H13)

地域連携を強め、豊かな暮らしと地域活力を共創する都市圏づくり

豊かな資源を活かした、地域共生の都市圏づくり
快適で潤いのある、生活・文化都市圏づくり
総合交通体系の整備による、交流都市圏づくり
高次の拠点機能をもつ、活力ある都市圏づくり
高度情報通信技術を活用した、情報都市圏づくり

中間市の位置づけ

北九州西部都市圏の位置づけの中で、黒崎地区を中心拠点、折尾地区を生活拠点として住機能特性を担う
芦屋・中間・水巻など地域を連携する道路整備や公共交通の利便性強化
遠賀川を基軸とした自然・景観の保全と活用
広域交流施設の整備推進と地域連携

中間市第4次総合計画(H18)

元氣な風がふくまち なかま

快適な暮らしを支える社会基盤の整備
生涯にわたる保健・医療・福祉の充実
豊かな生活環境の創造
新世紀に適応した産業の振興
次世代を担う教育の充実
市民との協働・交流による開かれたまちづくり
区域区分、地域地区等による適正な土地利用の推進や安全・安心・快適なまちづくりに向けた基盤整備の推進及び居住環境の形成など

都市計画区域の整備・開発及び保全の方針(H20)

快適性・利便性・安全性に優れた住宅都市

自立した都市
共生できる都市
連携しあう都市
県として福岡市、北九州市の都市機能の集積を活かしつつ、個性ある都市群により形成するネットワークを強化し、山地や海辺の自然軸等の豊かな自然環境と重ね合わせることで、活力と住みやすさが共存した環境共生型の新たな都市圏構造の実現を図る。
また、北九州市の住宅都市としての機能を有す中間市は、多様な世代が快適で魅力ある都市生活を身近なまちなかで送ることができる、より暮らしやすい都市への転換を目指す都市づくりを進める。

市民アンケート調査結果

「総合的な暮らしやすさ」を望む意見が高い
良いイメージは、「自然の豊かなまち」「交通の便が良いまち」「住宅環境のよいまち」
悪いイメージは、「特性が乏しいまち」
将来のイメージは、「高齢者が住みやすい福祉・医療のまち」「住宅環境のよいまち」
買い物や交通環境の利便性の満足度は高いが、働く場等の充実度について低い
通谷駅、ショッパーズ、なかまハーモニーホール及び遠賀川が拠点性のある地区としての意見が高い
身近な道路の整備(広い歩道、段差の解消、街路灯の整備等)に対する重要度が高い
公園については、遠賀川沿いの環境整備及び身近な公園整備の意見が高い
良好な住環境の形成にむけて、身近な基盤整備が望まれており、その中でも生活排水の重要度が高い
医療・福祉施設、警察など、暮らしをサポートする施設の重要性が高い

政策的課題

ボタ山周辺開発、工業団地整備にむけた線引き、用途地域などの土地利用の規制・誘導の検討
垣生地区の調整区域の市街化区域編入の検討

中間市の現況・課題

人口減少に伴う、都市活力の低下
遠賀川が骨格となり東西に分れ、東部に市街地を形成明確な区域区分(線引き)が行われ、市街化区域は高密度(68.1人/ha)な市街地を形成
住居系中心の市街地で、概ね市街化は進行
都市計画道路の進捗率は54%で、早期整備・見直し検討が必要
JR、筑豊鉄道が公共交通の軸となる
都市計画公園は概ね整備済み
下水道普及率は49%

社会潮流

人口減少、少子・高齢化の進行に対応したまちづくり
効率的・効果的なまちづくり
環境にやさしいまちづくり
交流・連携の視点でのまちづくり
多様化する人々の価値観に対応したまちづくり
情報化の進展に対応したまちづくり

上位
関連計画
での位置
づけ等

中間市の
現況
市民意見
等

4．将来フレーム

将来フレームは、将来における人口や世帯の状況、産業や土地利用の状況など、計画的なまちづくりを進めるための将来の都市の規模を想定した指標となります。

本計画では、将来都市像や前述までの動向を踏まえ、目標年次となる平成37年の人口、産業、土地利用についてフレームを設定します。

4 - 1 人口フレーム

目標年次の将来人口フレーム：50,000人（内市街化区域 49,300人）
目標年次の将来世帯フレーム：20,040世帯（内市街化区域 19,760世帯）

本市における人口フレームは、総合計画に位置づけられるように都市活力の維持にむけて、
住み続けられるまちづくり、新たな都市機能の誘導に合わせた「住環境整備」の促進
本市の魅力づくり（新たな賑わいの創出や産業拠点の強化）や北九州市の近接特性を活かした定住人口の増加

などにより、現在の人口を維持することを目指すものとし、将来人口フレームを約50,000人と設定します。また、市街化区域及び市街化調整区域の人口比率を用いて、市街化区域の人口フレームを49,300人と設定します。

さらに、上記人口フレームをもとに、世帯人員（1世帯当りの人口）の動向を踏まえ、将来の世帯フレームを行政区域で20,040世帯、内市街化区域で19,760世帯と設定します。

表：人口・世帯数フレーム

		基準年次 (平成17年)	目標年次 (平成37年)	備考
人口(人)	行政区域	46,560	50,000	昭和60年以降、市街化区域と調整区域の人口比率は一定値を保っていることから、平成17年の比率を維持すると設定
	市街化区域	45,894	49,300	
世帯人員(人/世帯)		2.60	2.50	世帯人員の推計は、国立社会保障人口問題研究所による福岡県推計結果と同様の変化率を設定
世帯数(世帯)	行政区域	17,880	20,040	
	市街化区域	17,624	19,760	

参考：将来人口設定について

将来の目標人口達成にむけては、総合計画に位置づけられる各種施策の展開を図ります。

将来人口の達成にむけた計画方針

第4次総合計画において、若者定住を柱としながら各種施策を展開している。

特に、北九州市を核とし、環となる産業振興（食の農業、関連業種の商工業）及び定住の住宅供給等の施策展開による定住者の増加を進め、将来人口の達成を目指すものとしている。

将来人口の達成にむけた施策内容（人口増加の位置づけの背景）

定住人口の増加及び減少抑制

住み続けられるまちづくり

「子育てがしやすい環境の整備」「保健、医療、福祉、介護の充実」「元気が出る地域環境の整備」等、市民がこれからも住み続けられる、住み続けたいと感じるまちづくりを実施することで、定住人口の増加を目指す。

子供を生み、育てやすい環境づくり

住み続けられるまちづくりに加え、子育て環境の充実や子供が健康に育つ社会など、子供を生み、育てやすい環境づくりを進めることで、自然減少の抑制（出生率の増加）による、定住人口の増加を目指す。

産業の振興による定住人口の増加

住む人が市内で満足する商業集積、企業誘致、就農基盤の整備、また新たな産業の確保等、各種産業の振興により若者が定住できる就業の場の形成による定住人口の増加を目指す。

ロードサイドショップの進出による新たな商業集積や既存商店街における空き店舗対策など、新旧商店の相乗効果による集客力の向上及び商業の活性化を図ることで、商業振興による就業の場の確保及び定住人口の増加を目指す。

北部九州に展開する各種産業の関連企業誘致を柱として、現工業団地及び新工業団地における企業誘致を図ることで、若者の定住促進による人口増加を目指す。

魅力ある観光施設の設置等、観光を基盤とした新たな産業の振興と就業の場の確保を進めることで、定住人口の増加を目指す。特に、農用地やボタ山などの未開発地区の観光利用を検討する。

住宅供給・既存ストックの有効活用による定住人口の増加

未利用地における住宅開発や公的住宅の整備・建替え及び情報発信による利用促進など、新たな住宅供給や既存ストックの有効活用による住宅施策を図ることで定住人口の増加を目指す。

4 - 2 産業フレーム

本市における産業フレームについては、年間商品販売額と製造品出荷額を用いて、回帰式(直線回帰、対数回帰、指数回帰、べき乗回帰(商業フレームのみ))により推定を行います。なお、推定値の選定にあたっては、相関係数や将来人口推定の結果や社会的背景を考慮して採用値を決定するものとします。また、各年度の数値(販売額、出荷額)は、平成17年度を1.0としたデフレータ値をもとに、補正換算額を用います。

(1) 商業フレーム

目標年次の商業フレーム(年間商品販売額): 61,500 百万円

商業フレームの推定にあたっては、商業統計調査における年間商品販売額を用います。なお、卸売業、小売業の販売額の推移が大きく異なっているため、それぞれにおいて推定を行い、それらの合計を年間商品販売額の総額とします。

卸売業は、平成6年から平成9年にかけて減少となりましたが、平成9年以降増加傾向に転じています。今後も増加基調で推移するものと想定し、対数回帰の推計値より約15,700百万円と設定します。

小売業は、平成9年をピークに減少傾向となりますが、今後本市は既存の大型店舗の集積性と幹線道路沿いに展開するロードサイドショップの進出とともに、既存商店街の活性化やポタ山周辺における幹線道路沿道利用の促進などにより商業力を強化する方針であることから、増加傾向に転じていくものと想定します。なお、回帰式においてはべき乗回帰が最も高い相関を示しますが、上記方針の一方で現在の社会状況から一定の割合で純増することは想定できない状況にあります。そこで、対数回帰の推計値より約45,800百万円と設定します。

表: 商業フレーム (百万円)

	基準年次 (平成19年)	目標年次 (平成37年)	備考
卸売業	12,980	15,662	推計式: $y = a \log x + b$ (x: 西暦、係数: $a = 385587, b = -2919943$)
小売業	36,286	45,843	推計式: $y = a \log x + b$ (x: 西暦、係数: $a = 638297, b = -4813722$)
合計	49,300	61,500	

(2) 工業フレーム

目標年次の工業フレーム(製造品出荷額): 39,700 百万円

工業フレームの推定にあたっては、工業統計調査における製造品出荷額を用います。

本市の製造品出荷額は増加傾向となっており、今後も働く場の確保にむけた企業誘致等の取組みを推進していくことから、製造品出荷額の推定は対数回帰の推計値より約39,700百万円と設定します。

表: 工業フレーム (百万円)

	基準年次 (平成17年)	目標年次 (平成37年)	備考
製造品出荷額	32,705	39,700	推計式: $y = a \log x + b$ (x: 年度、係数: $a = 12230, b = 12842$)

4 - 3 土地利用フレーム

人口及び産業フレームの推定結果を用い、各土地利用フレームを設定します。

なお、商業・工業系土地利用フレームの算出は、現状の土地利用現況をみると商業・工業系土地利用が概ね市街化区域内における利用であることから、土地利用の増減が全て市街化区域内で発生すると想定し算出するものとします。

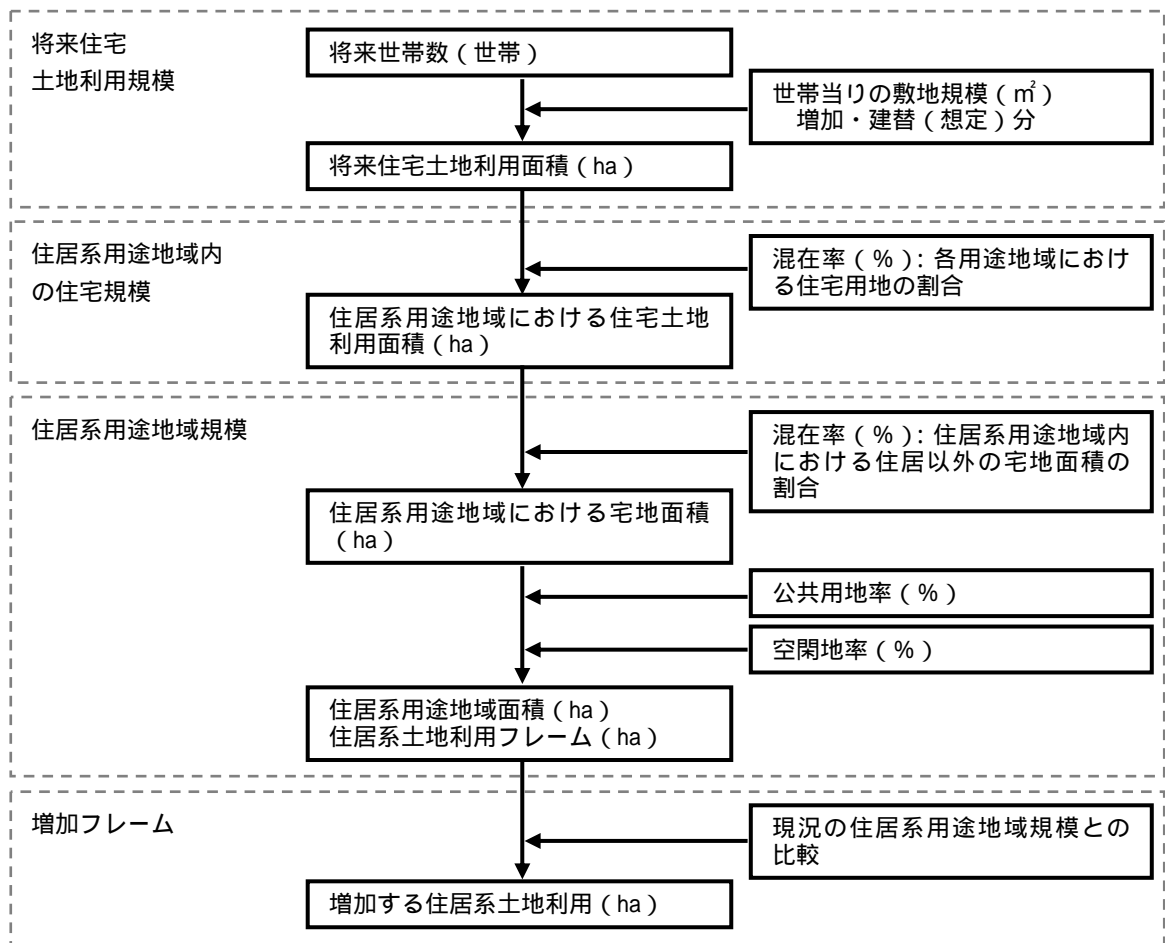
市街化区域内における商業系土地利用：99%

市街化区域内における工業系土地利用：97%

(1) 住居系土地利用フレーム

世帯数フレームを基に市街地の住宅フレームを算出します。

住居系土地利用フレーム推定フロー



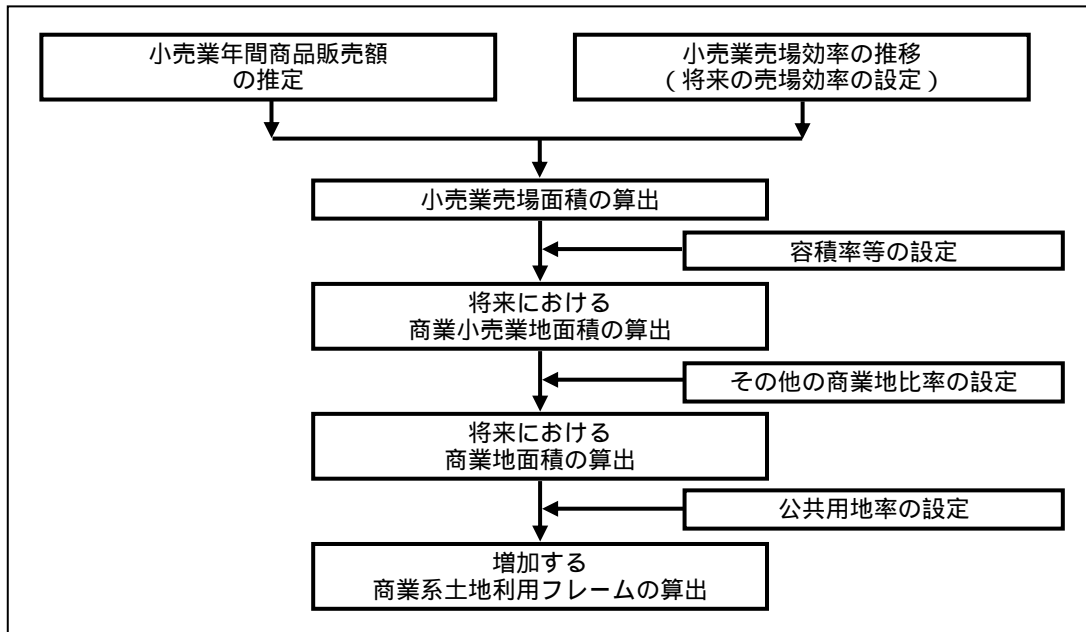
推定結果

表：住居系土地利用フレーム算出過程

	基準年 平成17年	目標年次 平成37年	備考
市街化区域人口 人	45,894	49,300	
世帯人員 人/世帯	2.60	2.50	
世帯数 世帯	17,624	19,760	
内増加・建替世帯数 世帯	-	4,814	増加する世帯数は、コーホート要因法(トレンド)と本計画の目標人口を踏まえた世帯数との差と設定
敷地規模 m ²	230	257	将来の敷地規模は、防災環境やゆとりある住環境の形成とともに、現在の良好な市街地環境を維持するものとして、福岡県平均を目標水準として設定。なお、規模設定においては、住宅土地統計調査データをベースに変化率を捉え、基礎調査による現況土地利用面積の実績値へ按分
住宅土地利用面積 ha	405.9	468.1	
他用途地域内住宅地混在率 %	4.6	4.6	基礎調査結果より、住宅土地利用は、住居系用途地域内の構成比が約95%となり、将来も純化された現在の数値を維持するものと設定
住宅土地利用面積(住居系用途内) ha	387.2	446.5	
施設用地混在率(住居系用途内) %	25.7	25.0	現在の施設用地に占める住宅用地は75%となり、将来も現在の数値を維持するものとして25%と設定
施設用地面積(住居系用途内) ha	521.1	595.3	
公共用地率 %	22.4	25.0	将来、都市計画道路や公園等の基盤整備が進むと考えられることから、将来の目標公共用地率は、「区画整理計画標準(案)」から25%と設定
空閑地率 %	18.5	13.5	空閑地は、積極的な都市的土地利用へ変換が望まれるが、市街地内での緑地機能や防災機能としての役割とともに、山林等の開発困難区域(山林として保全)や農地転用動向を踏まえ13.5%と設定(農地及びその他自然地の転換率を50%と設定)
住居系用途地域面積(フレーム) ha	882.0	968.0	
現況住居用途地域面積 ha	882		
不足面積 ha	86.0		

(2) 商業系土地利用フレーム

商業系土地利用フレーム推定フロー



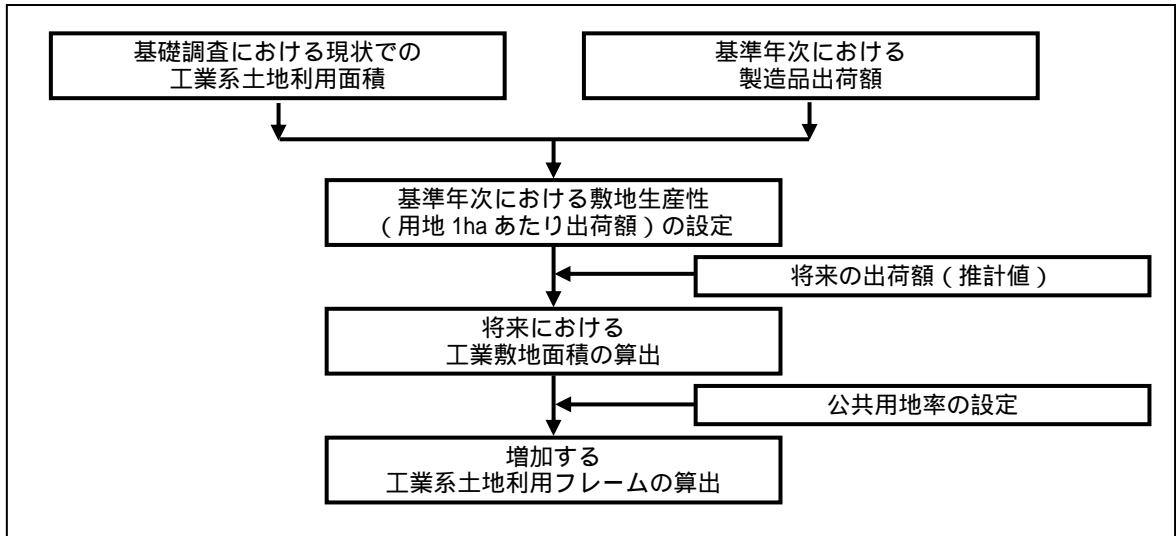
推定結果

表: 商業系土地利用フレーム算出過程

	基準年 平成19年	目標年次 平成37年	備考
小売業商品販売額(百万円)	36,286	45,843	
売場効率(万円/㎡)	58.2	60.0	売場効率は、ゆとりある売場を確保した店舗の立地や販売額の減少の中で推計からも減少傾向となるが、定住人口の増加や商業の活性化の方針を置いていることから、現状を維持することを目的に60万/㎡と設定
小売業売り場面積(ha)	6.2	7.6	
売り場・延べ床比率(%)	70.0		延床面積に対する売場面積の割合は70%と設定
商業地平均容積率(%)	100.0		商業地の平均容積率を100%と設定
商業小売業地面積(ha)	8.9	10.9	
その他商業・小売業商業地比率	2.9		商業系土地利用における小売業敷地面積とその他商業地面積の比率(その他商業地敷地面積/小売業敷地面積)
その他の商業地面積(ha)	26.1	32.0	
商業地面積(ha)	35.0	42.9	
公共用地率(%)	30.0		将来の目標公共用地率は、「区画整理計画標準(案)」から30%と設定
商業系土地利用フレーム(ha)	50.0	61.3	
増加フレーム(ha)	11.2		

(3) 工業系土地利用フレーム

工業系土地利用フレーム推定フロー



推定結果

表: 工業系土地利用フレーム

	基準年 平成17年	目標年次 平成37年	
製品出荷額(百万円)	32,705	39,700	
敷地生産性(百万円/ha)	450.8		敷地生産性は、基準年の実績値が一定であると設定(=製造品出荷額H17/工業敷地面積H17)
工業敷地面積(ha)	72.6	88.1	
公共用地率(%)	30.0		将来の目標公共用地率は、「区画整理計画標準(案)」から30%と設定
工業系土地利用フレーム(ha)	103.7	125.8	
増加フレーム(ha)	22.2		

(4) 土地利用フレームまとめ

各土地利用フレームの算出結果をもとに、空閑地の利用など各用途地域での土地の使われ方について整理を行い、拡大するフレーム及び将来の土地利用フレームを算出します。

目標年次の住居系用途フレーム：966.0ha
 目標年次の商業系用途フレーム：73.0ha
 目標年次の工業系用途フレーム：103.5ha
 目標年次の市街地フレーム：1,142.5ha

商業・工業系用途地域で増加する住宅土地利用フレームの取り扱いについて

前述した住居系土地利用フレームの推定結果より商業・工業系用途で増加する住居系フレームは、下表のように商業系用途地域内で3.7ha、工業系用途地域内で0.1haとなります。

ここで、工業系用途地域内で増加する住居系フレームに関しては、工業団地周辺への機能集積など土地利用の純化の観点から、住居系用途地域に再度編入するもとして設定します。

表：他用途地域内での住宅系土地利用フレーム

	商業系用途地域	工業系用途地域	備考
増加する住宅面積(ha)	2.9		他用途地域内住宅土地利用面積(目標年次-基準年次)
増加する住居系フレーム(ha)	3.8		公共用地率25%
構成比(%)	97.8	2.2	商業・工業系用途地域における住宅土地利用構成比
住居系増加フレーム(ha)	3.7	0.1	

住居系用途地域内で増加する工業・商業系フレーム

前述した住居系土地利用フレームの推定結果より住居系用途内で増加する商業・工業系フレームは、下表のように商業系フレームで3.3ha、工業系フレーム2.0haとなります。

ここで、上記同様に工業系土地利用の純化の観点から、住居系用途内で増加すると設定した工業フレームは、工業系用途へ編入するものと設定します。

表：住居系用途地域内での商業・工業系土地利用フレーム

	商業系フレーム	工業系フレーム	備考
住宅以外の施設用地面積(ha)	148.8		施設用地面積*住居系以外の施設構成比
構成比(%)	13.6	8.3	住居系用途地域における住居系以外の施設用地面積の構成比
各施設用地面積(ha)	20.2	12.4	
既存の施設用地面積(ha)	18.2	11.2	基準年次における各用途面積
増加する施設用地面積(ha)	2.0	1.2	
増加フレーム(ha)	3.3	2.0	公共用地率20%、空閑地率13.5%(住居系フレーム算出の基準とする)

将来土地利用フレーム

前述の各用途地域内でのフレームの取り扱い、及び商業系・工業系用途地域内の未利用地の宅地化を踏まえると、将来の土地利用フレームは下表のようになります。

表：住居系用途フレームまとめ (ha)

	現況フレーム	増加フレーム (全体)	工業系用途へ編 入するフレーム	工業系用途から編 入されるフレーム	拡大フレーム	将来のフレーム
住宅地	882.0	86.0	2.0	0.1	84.1	966.0

表：商業・工業系用途フレームまとめ (ha)

	現況フレーム	増加フレーム	その他の増加 フレーム	未利用地面積	住居系用途内での 拡大フレーム	拡大フレーム	将来のフレーム
商業地	63.0	11.2	3.7	1.7	3.3	9.9	73.0
工業地	86.0	22.2	0.0	4.7	0.0	17.5	103.5

その他の増加フレームにおいて、住居系以外のフレームの増加は発生しないものと設定する。

フレームを踏まえた土地利用方針

以上の結果から、将来の各用途フレームは、住居系 966.0ha、商業系 73.0ha、工業系 103.5ha となります。そのため、全体として将来市街地面積は約 1,143ha 必要となり、現在の 1,031ha を基にすると平成 37 年においては約 112ha の市街地の拡大が必要となります。

この将来必要な市街地フレームについては、上位計画となる総合計画や本計画における将来都市像、目標などの基本方針を踏まえ、以下の方針に基づき土地利用の配置を進めるものとします。

住居系土地利用方針

住みたいと感じる、住み続けられる都市づくりを目指し、基盤整備の実施や安全・安心の住まい環境づくりに基づき、増加する将来フレームに対しては、

垣生地区における新たな面的整備の検討を進め、事業の進捗に応じた住居系用途の配置検討

ボタ山周辺の道路整備の進捗にあわせて、道路沿道及び周辺の一体的な整備検討による商業系・住居系用途の配置検討

現行用途地域の見直しに基づく住居系用途の再配置、及び現行市街化区域内における未利用地の活用等の継続的な実施

を位置づけながら、適正な土地利用の規制・誘導を進めます。

商業系土地利用方針

都市活力の維持や新たな賑わい創出などの都市の魅力づくりを目指し、既存商店街や拠点地区周辺における機能集積及び都市環境の整備に基づき、増加する将来フレームに対しては、

既存の商業地における高密度な土地利用の推進や商店街の再生

ボタ山周辺の道路整備の進捗にあわせ、周辺の一体的な整備検討による商業系用途配置検討

を位置づけながら、適正な土地利用の規制・誘導を進めます。

工業系土地利用方針

就業の場の確保、都市活力の維持などの都市の魅力づくりを目指し、工業機能の更なる集積を目指して、増加する将来フレームに対しては、

既存の工業団地周辺への機能集積や企業誘致の検討を進め、現在未利用地及び(仮)五楽北部工業団地の整備検討

を位置づけながら、適正な土地利用の規制・誘導を進めます。

参考：土地利用フレームを踏まえた土地利用方針の位置づけについて

土地利用フレームは、本市の動向や都市政策的観点を踏まえ、将来的に計画的な土地利用の規制・誘導を図るべき地区の配置やその方針について位置づけるものであり、「フレームを踏まえた土地利用方針」にあげる各地区の規模と、必ずしも一致するものではありません。

なお、本計画においては、重点的に検討を進めていく地区について位置づけを行っており、具体的な規模や配置については、計画の進行状況や関係機関との調整を踏まえ、地域地区等の詳細計画の中で検討を進めます。

(5) 将来フレーム算定結果

各種将来フレームの算定結果は以下のようになります。

表：将来フレーム

		単位	基準年 平成17年	目標年次 平成37年	備考
人口 フレーム	人口フレーム	人	46,560	50,000	
	行政区域				
	市街化区域	45,894	49,300		
	世帯数フレーム	世帯	17,880	20,040	
	行政区域				
市街化区域	17,624	19,760			
商業 フレーム	商業フレーム (年間商品販売額)	百万円	49,300	61,500	基準年次はH19年
	工業フレーム (製造品出荷額)		32,705	39,700	
土地 利用 フレーム	住宅地(用途地域)	ha	882.0	966.0	
	商業地(用途地域)		63.0	73.0	
	工業地(用途地域)		86.0	103.5	

5 . 将来都市構造

都市づくりの目標を実現するために、どのような都市機能を創出・誘導し、どのような都市施設の配置や土地の使い方を旨とするかという、基本的な方向性を「都市構造」として整理します。

都市構造は、以下に示す3つの要素で構成します。

都市構造を構成する要素	
都市拠点	都市活動の中心的な場で特性に応じた機能の集積を図る
都市軸	都市間交流や拠点のネットワークを担う動線、線形
ゾーン	概ねの機能毎に区分した土地のまとまり

5 - 1 都市構造の構成要素

(1) 都市拠点

本市の「まちの顔」となる中心地、市内の生活利便が集積する場、地域住民の身近な生活利便が集積する場、地域の文化、自然を生かした人が憩い交流する場及び雇用の場として、以下の拠点を設定します。

名称及び機能	配置イメージ
<p>商業・業務拠点</p> <p>都市生活を営む上で核となる地区で、広域交流を促す商業機能の集積があり、本市の賑わい活力を形成する地区を商業・業務拠点として位置づけます。</p>	<p>通谷駅周辺の商業・業務施設の集積地区</p>
<p>地域生活拠点</p> <p>既存商店街及び生活利便施設が集まり、市民の日用品購買施設や業務施設が集積する地区を地域生活拠点として設定します。</p> <p>交通結節点としての役割からも、都市基盤の強化による周辺の居住環境の整備を図りつつ、商業・業務拠点、公益・文化交流拠点と連携・補完することで賑わいの創出を図ります。</p>	<p>JR 中間駅周辺</p>
<p>地区拠点</p> <p>主に周辺住宅地における住民の身近な生活利便性を確保するとともに、公共交通へのアクセス等の向上を図るなど、歩いて暮らせるまちづくりの核となる地区を、地区拠点として設定します。</p>	<p>JR 筑前垣生駅周辺地区 筑豊中間駅周辺 東中間駅周辺</p>

<p>公益・文化交流拠点</p> <p>北九州西部都市圏における公共・公益・文化サービス機能を提供するとともに、情報発信拠点としての機能を有し、市民交流、広域交流を進める地区として公益・文化交流拠点を位置づけます。</p> <p>誰もがより住みやすく・住みたいと感じる住環境形成にむけて、市内及び近隣地域の福祉活動や福祉情報の発信拠点となる地区を位置づけます。</p> <p>商業・業務拠点、地域生活拠点と連携・補完することで賑わいの創出を図ります。</p>	<p>市役所周辺 (都)御館通谷線(ふれあい大通り)沿道の公共・公益・文化サービス施設の集積地区 ウェルパークヒルズ周辺</p>
<p>アメニティ拠点(自然交流賑わい拠点)</p> <p>自然や文化とふれあい・交流する場として、また市民・来訪者の健康維持やリフレッシュやレクリエーションの場として、自然と交流し安らぎや潤いを与える地区をアメニティ拠点(自然交流賑わい拠点)として位置づけます。</p> <p>また本拠点は、身近な動植物の生息環境(ビオトープ)の場としての機能を保全します。</p>	<p>垣生公園周辺地区 中島</p>
<p>生産拠点(産業拠点)</p> <p>本市の産業(特に工業)の集積基地であり、雇用の創出、産業発展を担う地区として、既存の工業団地周辺地区を生産拠点と位置づけます。</p> <p>また、企業誘致や市内の生産機能の集積誘導に努め、生産性の向上や住宅地とのすみわけにむけて新たな地区を産業拠点として設定します。</p>	<p>虫生津工業団地 五楽工業団地 (仮)五楽北部工業団地</p>

(2) 都市軸

市外へのアクセス道路、都市間のアクセス道路及び都市環境の向上に資する河川等を中心に都市軸を設定します。

名称及び機能	配置イメージ
<p>都市中心軸</p> <p>北九州西部都市圏における広域交流となる商業・業務拠点や、公益・文化交流拠点、また地域生活の中心となる各拠点を結ぶ軸で、都市の営みを形成する中心軸となります。</p> <p>既存商店街や沿道サービス機能の集積を進める軸で、市民の生活利便性を創出していく軸となります。</p> <p>都市中心軸を基軸としながら、各拠点を連携・交流することで、本市の中心地としての賑わいの創出を進めます。</p>	<p>(都)御館通谷線(ふれあい大通り)沿道の商業・業務及び公共・公益・文化サービス施設の集積地区</p> <p>(主)中間引野線沿道のサービス機能の集積地区</p> <p>(県)中間水巻線沿道の商店街</p>
<p>広域都市連携軸</p> <p>本市と周辺地域とを結びつけるとともに、広域的な交流を促す役割を担う軸となります。</p> <p>主要道路については、周辺での都市機能配置等、本市の都市づくりの主軸としての役割を担う軸(都市中心軸)となります。</p> <p>また、高規格幹線道路へのアクセス軸となります。</p>	<p>南北軸</p> <p>(主)直方水巻線</p> <p>(主)直方芦屋線</p> <p>東西軸</p> <p>(主)中間引野線</p> <p>(主)中間宮田線</p>
<p>都市間連携軸</p> <p>商業・業務拠点、地域生活拠点、生産拠点など様々な拠点を結びつけ、市内の日常生活や交流の利便性を高める役割を担う軸となります。</p> <p>主要道路については、周辺での都市機能配置等、本市のまちづくりの主軸としての役割を担う軸となります。</p> <p>また、北九州西部都市圏へのアクセス道路として、広域都市連携軸の補助幹線としての機能を有します。</p>	<p>(県)中間水巻線</p> <p>(主)小倉中間線</p> <p>(都)中間水巻芦屋線</p> <p>(都)御館通谷線</p> <p>(都)五楽砂山線</p> <p>(仮)中間水巻線(ポタ山)</p> <p>(都)上蓮花寺水入線</p> <p>(都)通谷道元線</p> <p>(市)砂山中底井野線</p> <p>(市)二夕股・東中牟田線</p>

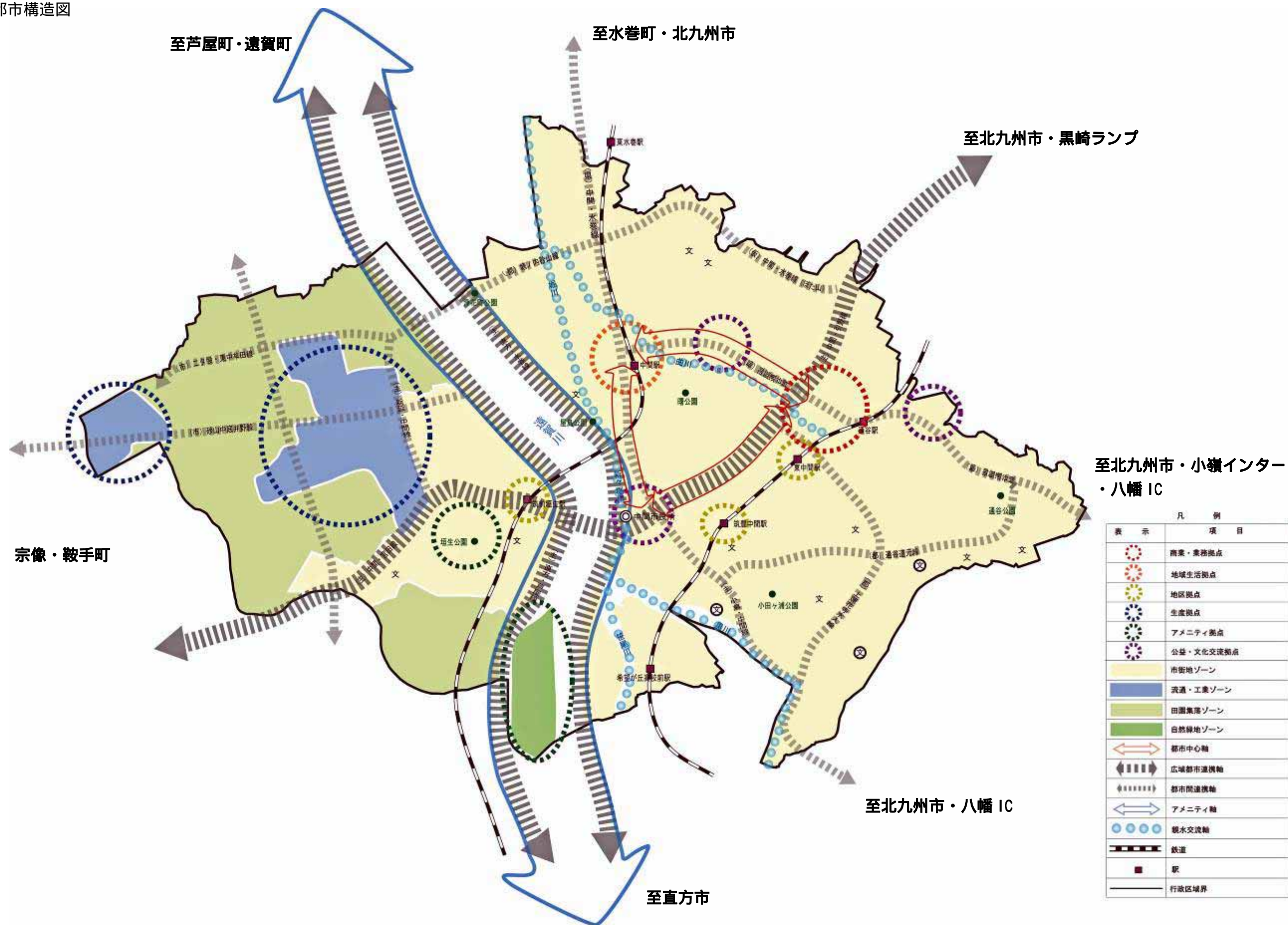
<p>アメニティ軸</p> <p>本市の骨格軸となる遠賀川周辺について、自然や文化とふれあい・交流する場として、また市民・来訪者の健康維持やレクリエーションの場として、安らぎや潤いを与えるアメニティ軸を設定します。</p>	<p>遠賀川 遠賀川河川敷</p>
<p>親水交流軸</p> <p>市民の身近な憩いの場として、また親水性の創出や散策路など歩行者動線としての役割を担う軸となります。</p>	<p>堀川 曲川 笹尾川 黒川</p>

(3) ゾーン

住宅利用、商業・業務利用、工業利用として市街地形成を図る区域、農地・山林などの自然的土地利用を図る区域等、概ねの機能ごとに区分した土地のまとまりをもとにゾーンを設定します。

名称及び機能	配置イメージ
<p>市街地ゾーン</p> <p>商業・業務系利用や住宅利用など本市の都市生活を営む市街地ゾーンの形成を目指します。</p> <p>特に商業系土地利用を図る区域として、商業・業務拠点、地域生活拠点や公益・文化交流拠点の周辺地区で広域交流としての商業集積や公共・公益文化施設等の集積を図るゾーンや、既存商店街周辺や都市軸沿いの沿道サービス機能を図るゾーン及び地区住民の生活利便を図るゾーンを設定します。</p> <p>また住居系土地利用を図る区域として、生活利便が高く快適な居住環境を有する中高層住宅地区や、専用住宅地として落ち着いた生活環境を形成し、緑豊かでゆとりある住宅市街地を有する低層住宅地区など、良好な住宅地を形成するゾーンを設定します。</p>	<p>市街化区域(想定区域を含む商業系・住居系用途地域)</p>
<p>流通・工業ゾーン</p> <p>生産拠点周辺の工業団地周辺について、工業機能を集積するゾーンを設定します。</p>	<p>工業地域(想定区域を含む)</p>
<p>田園集落ゾーン</p> <p>良好な営農環境の形成にむけて、優良農地の保全や山林の保全を図るゾーンを設定します。</p> <p>また、周辺の土地利用と調和のとれた良好な環境を備えた比較的低密度の住宅地を形成するゾーンを設定します。</p>	<p>市街化調整区域</p>
<p>自然緑地ゾーン</p> <p>遠賀川にある中島で自然環境の保全を図る地区を設定します。</p> <p>また、自然交流やレクリエーション機能の充実を目指す地区として設定します。</p>	<p>中島</p>

図：将来都市構造図



第2章 分野別方針

1. 土地利用の方針

1-1 基本方針

集約型都市構造の形成と歩いて暮らせるまちづくり

高密度で各種機能が集積した市街地特性を生かしながら、既存ストックの有効活用や主要施設への近接性向上など、高齢者にもやさしく環境に配慮した効率的・効果的なまちづくりにむけて、商業・業務拠点、地域生活拠点、公益・文化交流拠点、地区拠点を中心とした集約型都市構造の形成を目指します。また、都市構造の形成においては、歩いて暮らせるまちづくりを基本として、土地利用の規制誘導とともに良好な住環境形成にむけた基盤整備の推進と交通環境の充実など、一体的なまちづくりの推進を図ります。

地区特性、社会状況に対応した計画的な土地利用の推進

面的整備開発による良好な住環境形成や既存の都市機能の集積を生かしながら、地区特性に応じた環境の保全や都市機能の適正配置と強化・充実にむけて、地区計画などの各種法規制を用い、計画的な土地利用の推進を図ります。また、新たな住宅開発や道路整備に伴う都市機能の誘致（沿道開発）においては、将来の都市づくり目標との整合を図り、関係機関との協議・調整を進め、区域区分や用途地域の見直しなどの検討を進めます。

都市的土地利用と自然的土地利用が調和した適正な土地利用の規制・誘導

遠賀川及び川西地区に広がる田園環境などの豊かな自然と調和のとれたまちを目指し、都市的土地利用と自然的土地利用を明確にし、良好な住環境の形成と都市活動の活性化とともに、営農環境の保全を図ります。そのため、区域区分や用途地域に加え、農地法など各種法規制との連携による適正な土地利用を進めます。

1 - 2 都市づくりの方針

(1) 住居系土地利用の方針

多様な住まい環境の創出...各世代、各世帯がそれぞれのライフスタイルに対応できるような、多様な住まい環境の形成を推進します

用途地域やその他法規制に基づく適正な土地利用の規制・誘導により、都市型住宅や戸建住宅の立地誘導など、地域の特性に応じた住まい環境づくりを推進します。また、集約型都市構造の形成にむけて一体的・総合的なまちづくりを推進し、良好な住まい環境を維持・形成することを基本としながら、住宅とともに多様な機能が集積するアメニティ豊かな住環境の整備を目指します。

特に、都市中心軸に分布する拠点地区及びその周辺住宅地においては、商業・業務施設及び公共公益施設と調和した比較的高密度な市街地形成を進め、生活利便が高く快適な住環境を有する住宅地形成を推進します。

また、公営住宅や戸建住宅が立地する低層住宅地においては、地区の特性に合わせて、居住環境の整備・改善を推進し、緑豊かでゆとりある低密度な住宅地としての市街地形成を進めます。

良好な居住環境の保全・整備...良好な住環境の形成を進めます

計画的・面的に整備された住宅市街地など良好な住環境が形成されている地区については、地区計画制度やまちづくり協定等の活用を図りながら、現在の環境の維持・保全と施設や機能の更新に努めます。

また一方で、炭鉱住宅地をはじめとして住宅が密集し、狭あい道路が存在するなど防災上課題を有する地区については、土地区画整理事業をはじめとした面整備の検討や道路整備等の計画的な都市基盤整備の実施により、安全で快適な住環境の形成に努めます。

また、垣生地区などの新たな住宅開発に伴う面整備の検討地区においては、計画的な基盤整備の実施や緑地の確保など、良好な住環境形成にむけた検討を進めます。



狭い道路の住宅地

(2) 商業系土地利用の方針

中心商業地...賑わいと交流を創出する“本市の顔”となる中心拠点の形成を目指します

広域交流を促進する商業集積がある筑豊電鉄通谷駅周辺及び上蓮花寺地区は、今後も商業・業務拠点地区として都市機能の集約と中心拠点としてふさわしい賑わいの創出を図るため、高密度で多様な都市機能の集積にむけた土地利用を推進します。

JR 中間駅周辺は、既存の商店街が形成され、市民の日用品購買施設や業務施設が集積する地区であるとともに、本市の広域交通結節点としての役割を有する地区であることから、今後も本市の生活拠点としての機能維持を図るため、サービス機能の立地誘導や基盤整備に努めます。

これら通谷駅周辺の商業・業務拠点や JR 中間駅周辺の地域生活拠点及び市役所周辺やふれあい大通り周辺の公益・文化交流拠点によって結ばれた地区は、本市の中心的な機能を結び、賑わい・交流を創出するまちの顔となることから、都市機能の連携・連続性の確保を図ります。また、歩行者ネットワークの形成やポケットパーク、駐車場、案内板などの整備により回遊性のあるまちづくりの推進や地域の魅力を高める景観の誘導など、本市の中心市街地として一体的な整備を目指します。



JR 中間駅



ふれあい大通り

その他の拠点地区

JR 筑前垣生駅、筑豊電鉄中間駅、東中間駅周辺地区は、地区住民の身近な生活利便性の確保を図るとともに、交通結節点へのアクセス強化や移動の連続性の確保など、地区の身近な生活拠点としての整備を推進します。

市役所、医療施設、なかまハーモニーホール、体育文化センター等が立地する公益・文化交流拠点地区周辺は、既存機能の集積特性を生かしながら、市民生活の快適性・利便性の更なる向上にむけて公共・公益施設の立地・誘導や情報発信機能の整備、また市民及び近隣市町との交流促進を図ります。

高齢者が住みよいまち、子育てがしやすいまちなど、誰もがより住みやすく・住みたいと感じるまちづくりにむけて、ウェルパークヒルズ周辺の公益拠点については、市内及び近隣地域住民の福祉機能の維持・強化や福祉活動・情報の支援・発信にむけた環境整備を図ります。



なかまハーモニーホール



ハピネスなかま

沿道商業地...道路・地区特性に応じた秩序ある土地利用の推進を図ります

(主)中間引野線、(都)御館通谷線(ふれあい大通り)沿道地区は、地域住民の生活利便性を確保するとともに、広域連携軸沿道のロードサイド型店舗の立地誘導を図る地区として、商業・サービス機能の集積を図ります。



中間水巻線沿道

(県)中間水巻線沿道地区は、既存の商店街が形成された地区であることから、周辺の住環境との調和を図りながら、地区住民の身近なサービス施設の立地誘導、空き店舗対策や道路整備などを検討し、中心市街地と一体的な整備・誘導を図ります。



昭和町周辺

(3) 工業系土地利用の方針

工業地

本市の雇用の創出、産業の発展を担う五楽・虫生津工業団地周辺地区は、操業機能の維持・向上にむけた土地利用の規制・誘導を図ります。特に五楽工業団地周辺については、企業誘致や生産機能の強化を目指し、(仮)五楽北部工業団地の整備の検討を進めます。また、両工業団地は既存集落地や農地と隣接することから、工業団地内において植樹による騒音対策や排水対策を図るなどし、住環境と営農環境に配慮した土地利用の規制・誘導を進めます。

また、岩瀬北部の工業地については、水巻町との調整を図り住居利用を含めた有効な土地活用方策について検討を進めるものとし、社会情勢や市街地動向を捉えつつ、地区に応じた計画的な土地利用の推進を図ります。

(4) 自然的土地利用の方針

農地...営農環境及び自然景観の形成にむけた保全を図ります

川西地区に広がる農地については、本市の食料生産基地として営農環境の維持とともに、人々に潤いや安らぎを与える緑地機能及び自然景観の創出を図ることを目的に、農地法により開発を抑制し、優良農地としての維持・保全を図ります。



川西の農地

市街地内に分布する農地については、都市の身近な緑地機能としての特性に配慮しつつ、基盤整備の進行や市街化の動向を踏まえながら、都市的な土地利用の誘導を図ります。

緑地...防災、環境、アメニティ空間としての緑地の保全

遠賀川及び主要な河川とその河川敷に広がる緑地は、都市の身近な緑地空間として積極的な保全を図ります。特に遠賀川周辺に広がる河川敷については、緑地機能に加え、広場や散策路などレクリエーション機能を生かした整備・保全を図ります。



遠賀川河川敷

垣生公園や寺院周辺などの緑地についても、都市の身近な緑地空間とともに、防災機能に配慮し、維持・保全に努めます。

(5) 市街化調整区域

市街化調整区域

都市的、自然的土地利用の適正な規制・誘導を基本に、良好な住まい環境の形成と都市活動の発展及び営農環境や自然・緑地の保全にむけた土地利用を推進します。

遠賀川をはじめとした河川区域や川西の優良な農地が広がる市街化調整区域については、前述した自然的土地利用方針のもと、農業振興地域整備計画書やその他関連計画との整合を図りながら営農環境の維持にむけた農地の保全、良好な自然環境の保全を図ります。

市街化調整区域内に広がる集落地区については、田園環境を保全しつつ、住環境を整備する地区として、条例、その他法規制との整合を図りながら適正な土地利用の規制・誘導を進めます。

なお、計画的な市街地整備の見通しが明らかになった地区については、農林漁業等との必要な調整を図りつつ、市街化区域への編入を検討します。

また、社会福祉施設、病院、学校等の公共・公益施設は、住みやすく・住み続けられる住まい環境の形成、生活支援や地域コミュニティの形成など、地域住民の身近な生活施設として重要な都市機能となることから、市街化調整区域内でこれら施設の立地検討が進む地区について、上位計画や各種関連計画との整合を図りながら、施設整備にむけた適正な土地利用の規制・誘導を図ります。

(6) 土地利用の規制・誘導方針

区域区分の適正な見直し

区域区分は、「都市計画区域マスタープラン」に即して定めるもので、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るとともに、良好な環境の保全を図るための基本となるものです。本市でも明確な区域区分が行われ、適正な土地利用の規制・誘導が進められています。今後も、引き続き市街化区域及び市街化調整区域の区域区分をはじめとし、用途地域を適正に配置し、良好な市街地の形成を図ります。そのため、新たな市街化が必要な地区については、面整備の検討や関係機関との調整を踏まえ各種法規制による一体的な土地利用の規制・誘導を進めます。

垣生地区は、計画的な住宅地形成を図る地区として、土地区画整理事業などの面的整備を検討し、計画的な土地利用を図ります。検討においては、農政サイドとの調整を図りつつ、市街地整備の見通しが明らかになった段階で、計画的に市街化区域への編入を検討するものとします。

(仮)五楽北部工業団地地区は、企業誘致の推進における新たな工業地指定にむけて、市街化区域への編入を検討します。検討においては、農政サイドとの十分な調整を行い、地域住民との理解と協力を得ながら進めていくものとします。

虫生津工業団地西側の市街化調整区域については、不整形な線引き指定が行われていることから、今後の工業機能の維持・向上とともに、適正な土地利用の規制・誘導を図るものとして、市街化区域への編入、用途地域指定の検討を進めるものとします。

蓮花寺ボタ山周辺地区は、新たな都市活力の創出にむけた都市機能の誘致・整備など、事業者及び関係機関との十分な調整を図りながら計画の進捗状況を踏まえ、市街地整備の見通しが明らかになった段階で、市街化区域への編入を検討するものとします。また、周辺に分布する自然地についても住宅地等に資する土地利用として市街地整備の検討を進めます。しかしそれまでの間は、緑地機能の維持とともに、防災対策を推進し、付近住民の安全を確保します。

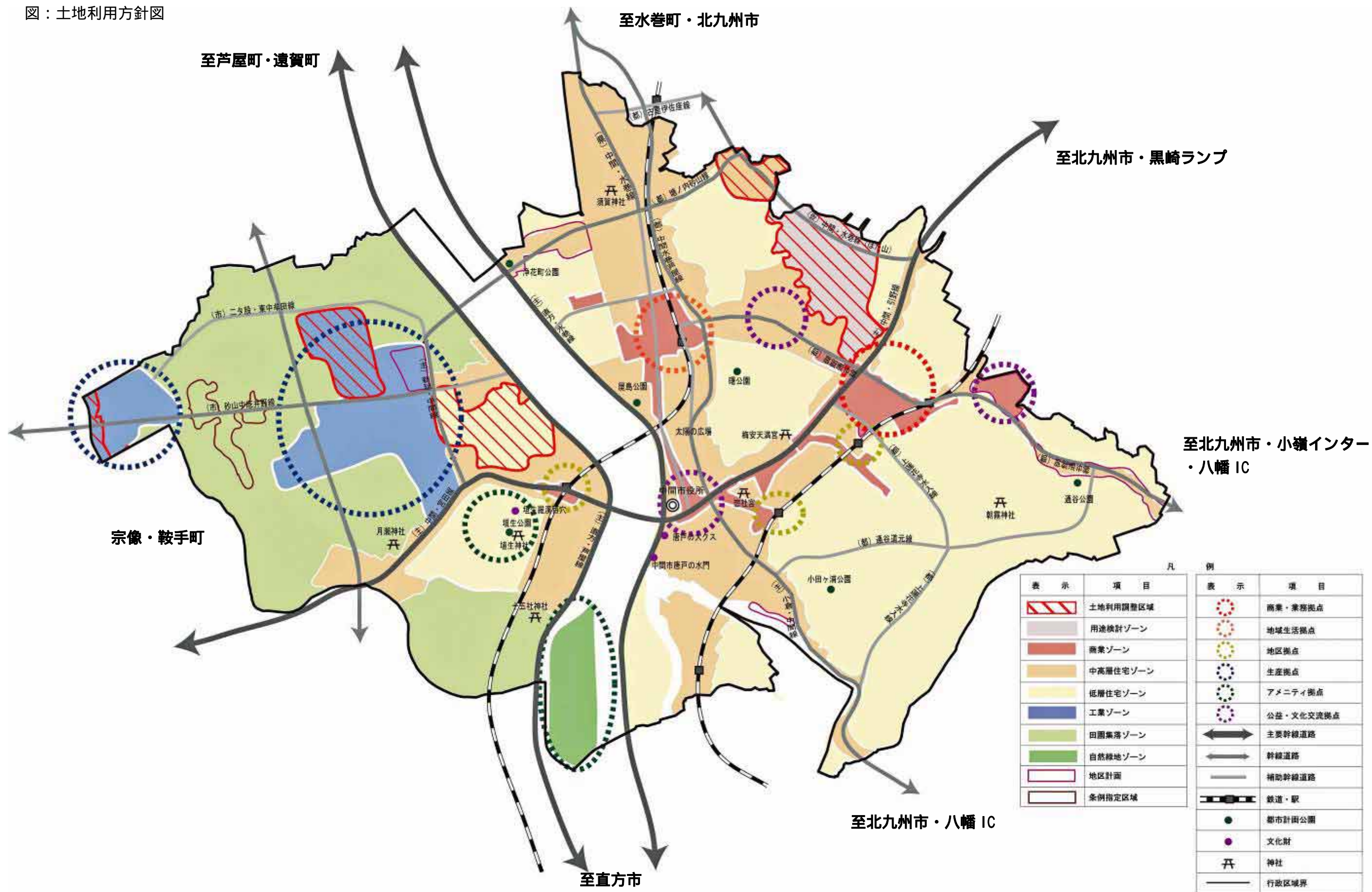
その他、市街化調整区域において、地域の活性化、良好な市街地形成が必要な地区については、地区計画の検討により調整区域の性格を堅持しつつ、周辺環境と調和した良好な住環境の維持を図ります。

用途地域の適正な見直し

都市計画道路の整備が予定される地区周辺については、周辺環境に配慮しながら、沿道特性を生かした複合住宅地としての整備促進など、土地利用の規制・誘導を図ります。

また、地域生活拠点周辺の商業地域は、現在地域住民の生活利便に資する機能の集積が主となることから、地区の現状に合わせて近隣商業地域へ変更するなど、用途地域の適正な見直しを図ります。

図：土地利用方針図



凡 例	
表 示	項 目
	土地利用調整区域
	用途検討ゾーン
	商業ゾーン
	中高層住宅ゾーン
	低層住宅ゾーン
	工業ゾーン
	田園集落ゾーン
	自然緑地ゾーン
	地区計画
	条例指定区域
	商業・業務拠点
	地域生活拠点
	地区拠点
	生産拠点
	アメニティ拠点
	公益・文化交流拠点
	主要幹線道路
	幹線道路
	補助幹線道路
	鉄道・駅
	都市計画公園
	文化財
	神社
	行政区境界

2 . 道路・交通の整備方針

2 - 1 基本方針

周辺地域との交流及び都市内の円滑な交通処理にむけた体系的な道路ネットワークの整備

市内外の交通アクセスの強化や交流促進、また災害時の避難、救助や輸送に必要な道路網など、体系的な道路ネットワークの整備を推進します。

公共交通の利便性の向上

広域的交通の促進、交通弱者の移動手段の確保にむけて、公共交通機能の強化を図るとともに、多様な交通の連携を図ることで、利便性の向上を推進します。

人にやさしい交通環境の整備

歩行者にやさしい交通環境の整備を進めるとともに、回遊性のある歩行者ネットワークの整備を目指します。

2 - 2 都市づくりの方針

(1) 道路の体系的整備の推進

体系的な道路の整備...市内外のアクセス・交流促進を図る有機的な道路ネットワークの形成を推進します

都市間連携の強化や広域幹線道路(国道)、高速自動車道へアクセスする主要幹線道路をはじめ、都市内の連携・交流を強化する幹線・補助幹線道路の有機的な連絡を図ります。特に幹線道路については、生活道路への流入抑制を図り円滑な交通処理を実現するほか、災害時の安全輸送路の確保や延焼遮断帯としての機能に加え、ライフラインが通る都市基盤としての重要な役割を担うことから、連携強化、安全・安心な基盤づくりにむけて一体的な道路整備を推進します。また、幹線道路から区画道路にいたるまで、体系的に調和の取れた道路網を構築し、安全で効果的な交通体系の確立を図ります。

また、道路は都市基盤施設の機能とともに、都市景観としての空間要素や土地利用との連動による様々な都市活動を支えることから、本市の将来都市構造を踏まえながら、それぞれの道路の機能や周辺特性に配慮し、土地利用と一体的な整備・誘導を図ります。

加えて、まちづくりの目標や戦略(集約型都市構造の形成)、社会情勢を踏まえながら、都市計画道路の整備、見直しについて検討を進めます。

主要幹線道路の整備...広域的な連携・交流を図り都市の発展を支える主要幹線道路の整備を推進します

北九州都市圏及び近隣市町との広域交流を促す主要幹線道路の整備・改善を進めます。

本都市圏の中核都市となる北九州市と本市を直結する(主)中間引野線、(主)中間宮田線を東西軸として、また水巻、芦屋、直方、飯塚市や広域幹線道路となる国道3号とを結ぶ、(主)直方水巻線、(主)直方芦屋線を南北軸として、広域ネットワークの形成や交通の円滑化や効率化を図ります。



(主)直方水巻線

幹線道路・補助幹線道路の整備...都市内交通の円滑化を促す幹線道路等の整備を推進します

主要幹線道路を補完するとともに、市内の各地域や拠点の交流を促す幹線道路の整備・改善を進めます。

市中心部と小嶺ICを結ぶ(都)御館通谷線や本市の東西の連携とともに環状道路としての機能を担う、(都)五楽砂山線、(都)塘ノ内砂山線、及び新規に計画されている道路となる(仮)中間水巻線(ポタ山)の整備・検討を進めます。また、市街地内の連携や周辺市町を結ぶ(都)中間水巻芦屋線、(都)仮家大膳橋線の整備や、川西の工業団地へのアクセス性を向上させるとともに東西の幹線軸となる(市)砂山中底井野線、遠賀・中間・鞍手を結び南北の幹線軸となる(仮)中間遠賀線、(仮)中間鞍手線の整備を目指します。特に、(仮)中間水巻線(ポタ山)については、関係機関との協議・調整を進めながら、整備の実現化にむけた検討を進めます。



(都)中間水巻芦屋線

また、主要幹線、幹線道路を結び、各地域・拠点からのアクセス性を向上し、都市内の円滑な交通を図る補助幹線道路の整備・改善を進めます。

区画道路・生活道路の整備...狭あい道路の改善や歩きやすい道づくりなど、地域の生活に密着した区画道路・生活道路の整備を推進します

地域の主要拠点、交通結節点等へアクセスしやすい区画道路・生活道路の整備を推進します。整備においては、道路の性格や幅員に応じて歩道の整備や交通規制等の検討を進めます。特に、緊急車両の通行やスムーズな車両の相互交通ができるよう狭あい道路の改善や歩行者等の通行に配慮した整備を推進します。

(2) 公共交通の整備・充実

鉄道...広域交通を支える都市交通の骨格として、運営施策・支援の充実と利便性の向上を推進します

広域交通を支える JR 及び筑豊電鉄については、集約型都市構造を支える都市交通の骨格であることから、既存路線の維持を主としながら、利用増進や利便性の向上を目指した整備・運営における施策の充実を図ります。

また、各駅周辺が地域の生活拠点となることから、駅周辺へのアクセス道路の整備・改善やユニバーサルデザインに配慮した駅施設の整備・充実に努めます。



JR 中間駅

バス路線...交通弱者の移動手段の確保や環境にやさしい交通施策の展開にむけて、バス路線の維持、利便性の向上を図ります

広域交通を支える高速路線バス等については、その他公共交通との住み分けを図りながら、路線の維持や利便性の向上にむけた取組みを推進します。

高齢者などの交通弱者の移動手段として、また市民の身近な移動手段としてバス路線の維持に努めます。特に、環境にやさしいまちづくりや歩いて暮らせるまちづくりの推進にむけても、市内を循環するバスは重要な交通手段となることから、バス路線の存続、利用の促進にむけた施策の充実、支援を図ります。

多様な交通サービスの推進...総合的な交通サービスの向上にむけた取組みを推進します

鉄道、路線バス及び福祉バスなど、各種公共交通機関の連携を図り、多様な交通サービスを推進します。

各種交通の移動の連続性の確保や公共施設や主要な施設へのアクセス機能を高め、誰もが移動しやすい公共交通整備の推進を図ります。



筑豊電気鉄道

(3) 交通環境の整備・充実

人にやさしい道路空間の確保...歩行者や自転車が快適に利用できる道づくりを推進します

都市軸や各拠点地区周辺を主として、段差の解消や歩行空間の確保など、誰もが安全・安心・快適に通行できるユニバーサルデザインに配慮した道づくりを推進します。

また、通過交通の流入抑制、自動車速度の制限にむけた交通規制の検討、交通事故の防止にむけたカラー舗装整備やカーブミラー・街路灯の設置など、歩行者優先の道づくりを推進します。



舗装された道路

歩行者ネットワークの整備...歩いて暮らせるまちづくり及び回遊性の向上にむけた歩行者ネットワークの形成を図ります

地域内の主要拠点へのアクセスや各拠点間の回遊性・連続性の向上にむけて、人が安心・快適に通行できる歩行者ネットワークの整備を図ります。

歩行者ネットワークの整備においては、遠賀川をはじめとしたアメニティ軸・親水交流軸における親水空間との連続性や沿道の植樹、駐車場・公園・ポケットパークの配置や案内板の設置計画及び歴史特性とも調整しながら人々の回遊と賑わいの創出を目指します。



ポケットパーク

また、市民のレクリエーションや健康づくりとして遠賀川周辺におけるサイクリングコースの維持・改善を図ります。特に市の顔となる道路については、植栽や道路舗装、デザイン照明等、都市景観に優れた道路整備を推進します。



もやい通り

交通結節点の整備...移動の連続性の確保にむけた交通結節機能の強化を目指します

乗り換えの利便性の向上など異なる交通の移動の連続性の確保を図るため、駅前広場等の交通結節点の整備を推進します。

特に、駅周辺においては、公共交通の連絡拠点とともに地域の生活拠点となることから、アクセス性の向上や安全・快適な歩行空間として、ユニバーサルデザインや都市景観に配慮した道路整備に努めます。

また、主要な交通結節点周辺や中心部周辺においては、訪れやすさの向上にむけて駐車場・駐輪場の適正配置と整備に努めます。



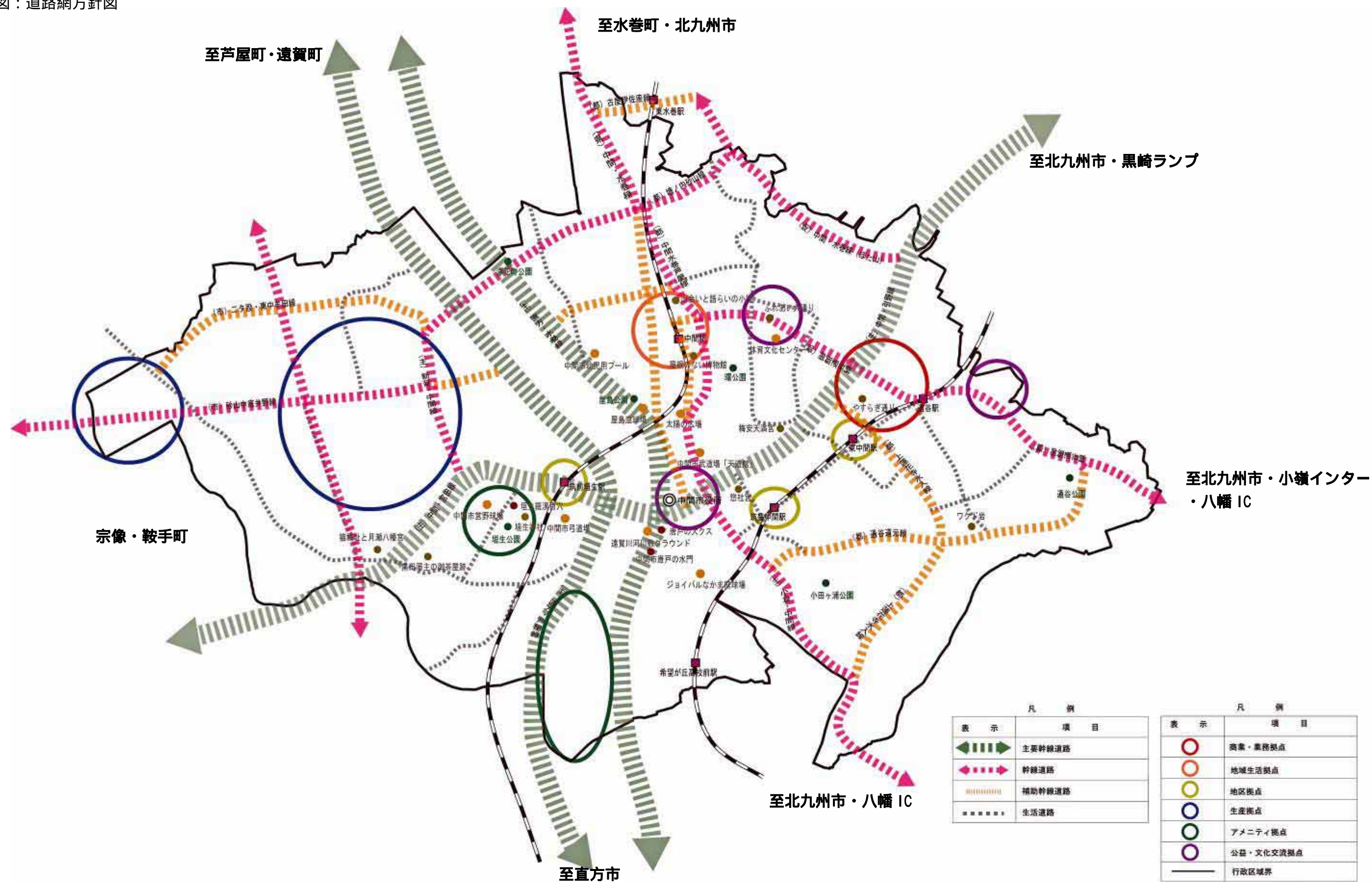
JR 中間駅前広場

まちづくりと一体的な道づくりの推進

道路が都市基盤施設の機能に加え、都市景観としての空間要素や土地利用との連動による様々な都市活動を支えることから、集約型都市構造の形成や徒歩圏を基本とした市街地の広がりにも配慮しながら、まちづくりと一体となった道路整備を推進します。

特に、新規に道路整備を検討する地区周辺は、各種法規制による規制・誘導手法をもとに、周辺の適正な土地利用の推進を図ります。

図：道路網方針図



凡 例	
表 示	項 目
←■■■■→	主要幹線道路
◆◆◆◆◆	幹線道路
■■■■■■	補助幹線道路
.....	生活道路

凡 例	
表 示	項 目
○	商業・業務拠点
○	地域生活拠点
○	地区拠点
○	生産拠点
○	アメニティ拠点
○	公益・文化交流拠点
—	行政区境界

3. 水とみどりの整備方針

3-1 基本方針

水とみどりを「守り」・「育み(増やし)」・「活用する」

3-2 都市づくりの方針

(1) 水とみどりを守り活用する

水とみどりの拠点整備...自然とのふれあい、余暇活動やにぎわいの創出にむけてみどりの拠点形成を図ります

自然とのふれあい、レクリエーションや賑わいを創出する緑地及び親水空間の整備・活用を図ります。

遠賀川は北九州西部都市圏の都市形成における主要な骨格軸で海・町・山を結ぶとともに、周辺に広がる農地など豊かな自然環境を創出しています。また本市においては、河川敷周辺に市民の交流、余暇や憩い、自然との触れ合いを提供する機能を有し、シンボル性の高い河川となっています。そのため、今後も自然との触れ合いやレクリエーション機能を有する水とみどりの中心軸・拠点としての維持・整備を図ります。

垣生公園や屋島公園なども、スポーツや憩いの場としての活用を図るとともに、日常生活に潤いを与えるみどり空間としての拠点整備を進めます。

また、豊かな生態系の形成や自然資源を有する遠賀川や中島については、自然環境としての特性に配慮しながら保全・活用を図ります。特に中島においては、生物の生育・生息環境の保全にむけて、「遠賀川水系河川整備計画」等に基づき、関係機関との協議を進めながら、市民のレクリエーション機能の整備にむけた検討を進めます。



遠賀川河川敷



垣生公園



屋島公園

水とみどりの軸の形成...都市の良好な自然環境や地域連携の推進、散策・周遊路の形成にむけて水とみどりのネットワーク形成を図ります

本市の骨格軸となる遠賀川をはじめとして、曲川、堀川などの河川及び周辺の親水空間とともに植樹・植栽道路や斜面地による水とみどりの軸の形成を図ります。

また、みどりの拠点、水とみどりの軸を一体として、水とみどりのネットワークづくりを推進します。

特に遠賀川においては、広域的な市町村の連携軸になるとともに、多様な生物の生育・生息環境及び地域住民にとっての貴重な水とみどり空間の機能を有することから、「遠賀川水系河川整備計画」の河川環境の整備方針に基づきながら、周辺市町との連携による自然特性の維持・保全や景観創出を図り、資源活用による地域交流を推進します。

また、市街地内の水とみどりの空間整備による快適な住まい環境の創出や、道路の緑化や歩道・公園整備、加えて唐戸地区や点在する近代化産業遺産などの歴史特性との連携による周遊性の高い散策路としての環境整備など、水とみどりとの一体的な市街地整備を推進します。



植樹された道路



屋根のない博物館



出会いと語らいの小径



資料：遠賀川水系河川整備計画
(図：水域毎の河川環境の整備と保全にむけた取組み)

緑地等の保全...公園や広場をはじめとした施設緑地、営農環境をはじめとした地域性緑地の保全を図ります

市街地内のみどり空間の確保にむけて、都市計画公園や歴史に育まれた緑地など、都市内緑地の保全に努めます。

また、川西に広がる田園環境などの自然緑地については、営農環境の保全や農地の維持・活用とともに自然景観の維持にむけて、生産緑地地区としての保全を進めます。

特にみどりは、市民の住まい環境としての憩いや快適性に加えて、動植物の生息・生育環境の確保や低炭素社会の構築にむけて重要な役割を有することからも、都市内に分布する森林、台地等の緑地の保全を図ります。

(2) みどりを増やし育てる

公園・緑地の整備と適正配置...公園の整備目標や誘致圏を踏まえた公園・緑地の適正配置を図ります

地域住民の身近な遊び場・みどり空間、また地域の防災空間として、整備目標や誘致圏を踏まえ、適正な公園・緑地の配置整備を図ります。

本市には、6つの都市計画公園が存在し概ね整備は完成した状況ですが、都市公園の誘致圏や人口一人当りの面積基準(20㎡/人)からみると、低い水準となっています。そこで、市内に分布する児童遊園地を有効に活用し、都市内緑地の整備や防災に配慮した機能の整備・改善を進めます。また、新たな公園においても、市街地形成や公園の誘致圏及びみどりの連続性に配慮しながら、検討・整備を進めます。



太陽の広場

街並み緑化の推進...みどり豊かな市街地環境の形成やうるおいある生活空間の形成にむけて沿道、施設緑化の推進を図ります

公共施設や主要な道路・河川沿道及び駅前広場について、うるおいある生活空間の創出や良好な都市景観の形成にむけた緑化に努めます。

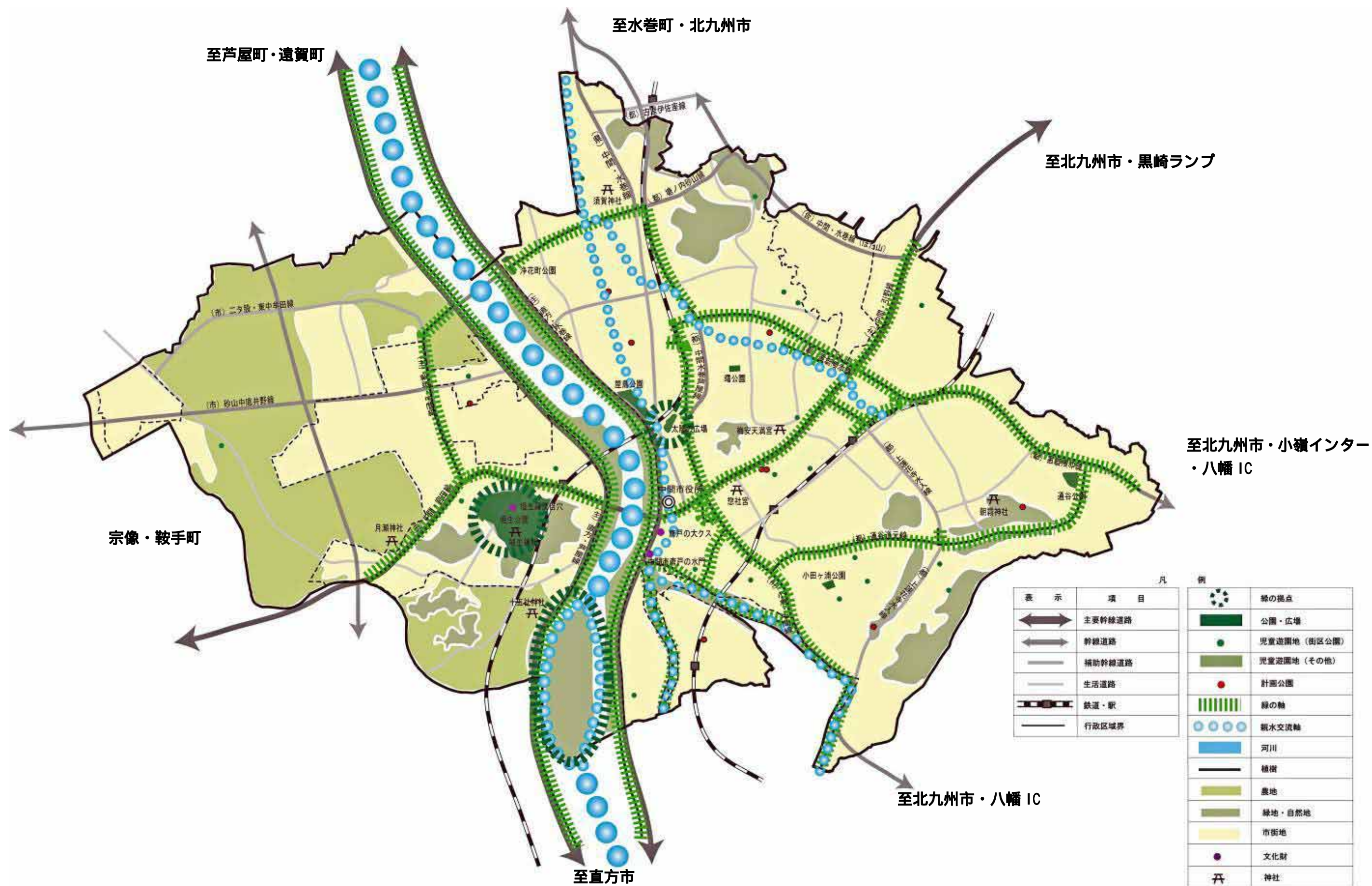
また、民有地においても、みどりある良好な市街地環境の創出にむけて、各種法規制や協定・条例を活用しながら、行政・市民・事業者の協働による緑の創出を図ります。

みどりの管理と育成...市民による公園の維持管理

公園・緑の整備や主要な都市施設の整備においては、ワークショップなど地域住民の参加を促し、市民によるみどりの育成・創出を図るとともに、緑の保全を目指します。

また、地域のみどりを守り、育むためのコミュニティづくりとその活動支援に努めます。

図：水とみどりの整備方針図



4 . 上下水道の整備方針

4 - 1 基本方針

快適な暮らしを支える上下水道整備の推進

環境の保全、快適な暮らしを支える下水道整備の推進を図ります。
安全でおいしい水道の安定供給に努めます。

4 - 2 都市づくりの方針

(1) 下水道の整備方針

下水道の整備推進...環境の保全、快適な暮らしを支える下水道整備の推進を図ります

公共下水道事業を中心に計画的な整備を推進し、快適な生活環境を維持するとともに、河川や湖沼等の水質改善に努めます。ただし、下水道整備が進むまでの間は、合併処理浄化槽による処理を進めます。

整備においては、本市をはじめ周辺市町との連携・調整を図りながら、処理施設の増設、幹線整備を推進し、下水道の普及を図ります。

公共下水道区域外の地区や民間等により浄化が行われている地区については合併処理浄化槽等の設置を推進するとともに、適宜公共下水道への切り替え事業を推進します。

また、新たな市街地整備の検討区域や道路整備検討区域については、市街化の進行や面整備の実施に併せて、下水道整備の推進を図ります。

総合的な水環境の保全や環境の保全にむけて、河川改修計画との調整や農業環境との調整を図りながら、下水道の整備を推進します。

(2) 上水道の整備方針

上水道の整備推進...安全でおいしい水道の安定供給に努めます

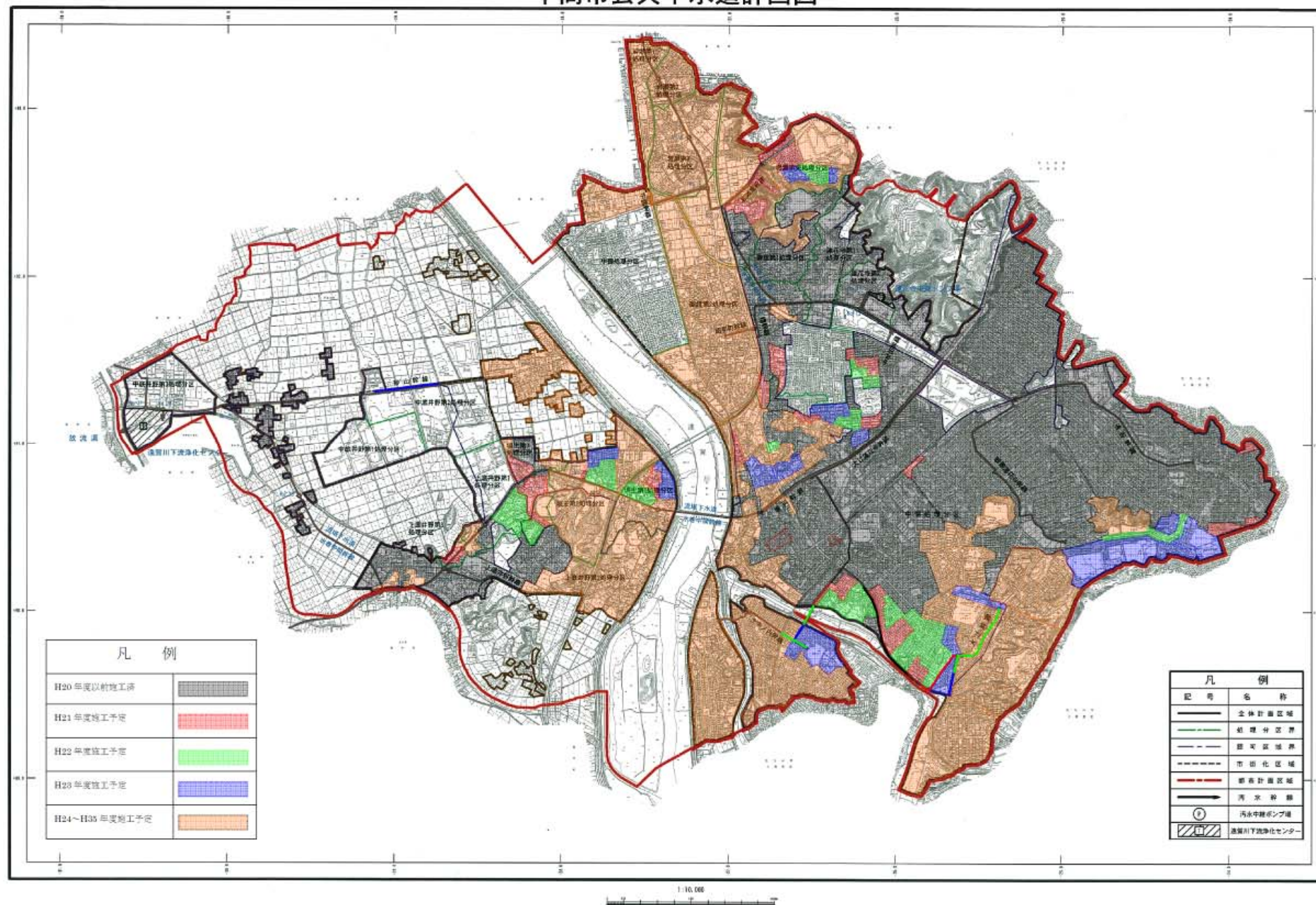
第10次拡張事業を基に、配水池建設や幹線配水管網の整備や病原菌対策、良質な水道水供給にむけた高度処理施設の配置及び浄水確保などを総合的に実施します。

水資源の安定供給にむけた、西部浄水場の改修検討を進めます。

安全でおいしい水の供給にむけて、農業等の対策や遠賀川の水質改善を実施します。

図：公共下水道整備方針図

中間市公共下水道計画図



5 . 市街地・住環境の整備方針

5 - 1 基本方針

計画的な市街地の誘導

地区特性や市街化の進行を踏まえ、法規制による計画的な土地利用の推進と、新たな市街地整備の誘導を図ります。

中間市の新たな賑わい創出にむけた拠点性の創出

地域活力や新たな賑わい創出にむけた中心地の再生を図ります。

良好な住環境の維持・形成

中間市の良好な住環境の維持・保全また改善を図るため、地区計画等の検討や公営住宅の改善を図ります。

5 - 2 都市づくりの方針

(1) 計画的な市街地整備の推進

垣生地区...新たな住宅地の整備・誘導の検討を図ります

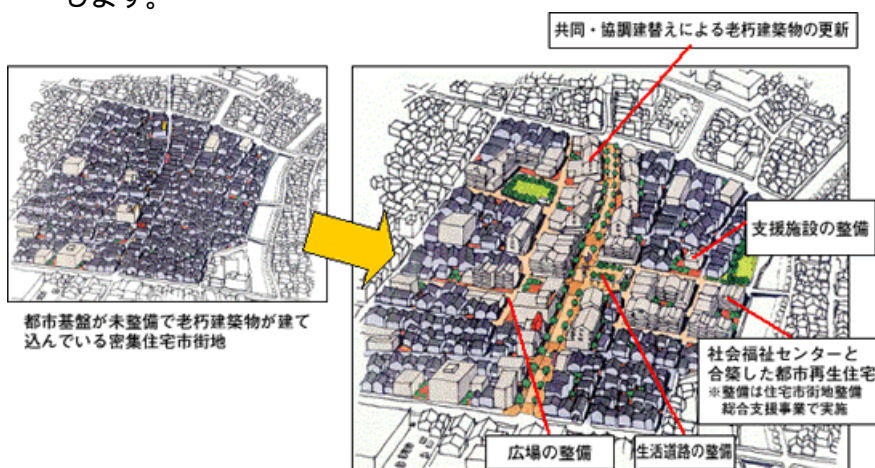
現在市街化調整区域である垣生地区は、新たな住宅地整備の誘導にむけて、区画整理事業をはじめとした面整備事業の検討を図ります。

検討においては、農政サイドとの土地利用調整を図り、区域区分や用途地域の適正配置による土地利用の規制誘導と道路や公園等の基盤整備事業の検討を進めます。

その他...地区特性に応じた計画的な市街地形成の誘導を図ります

蓮花寺ボタ山周辺地区、岩瀬北部の工業地、道路整備が進む五反田地区などは、社会情勢や市街化動向を踏まえ用途地域の見直しや地区計画及び面整備の検討を行い、計画的な宅地開発の促進を図るなど、地区特性に応じた都市環境の形成を図ります。

また、炭鉱住宅や狭あい道路が存在する防災上問題のある地区については、市街地整備事業等の検討を進め、一体的な面的整備事業を図るなどし、住環境の安全性の確保を推進します。



図：密集住宅市街地整備促進事業イメージ
出典：国土交通省

(2) 賑わい創出にむけた拠点性の創出

中心地の再生...地域活力や新たな賑わい創出にむけた中心地の再生を図ります

商業・業務拠点を核として、地域生活拠点や公益・文化交流拠点及びそれらを結ぶ都市軸周辺の地区は、本市の活力・賑わいの中心地であるとともに、広域連携を図る公共・公益施設の集積地区であることから、本市の活性化を牽引する地区として、中心地としてのにぎわい創出にむけた手法の検討を進め、ハード・ソフトの一体的な事業の検討を図ります。

特に、中間駅周辺整備、ふれあい大通りのシンボル性の維持・向上、昭和町の既存商店街と新規商業地区の整備など一体的な整備による賑わいの再生を図ります。

また、周辺の住環境との調和を図り、歩いて暮らせるまちづくりの達成にむけて先行的に整備・誘導を図る地区として、多様な機能が集積する中心地の再生を目指します。



資料：中心市街地のまちづくり
出典：国土交通省

垣生公園を中心とした川西地区の活性化...地域交流や新たな賑わい創出にむけた垣生公園周辺整備を図ります

歴史や自然、またレクリエーション機能を有する垣生公園周辺において、緑の拠点としての整備・充実を図るとともに、川西地区の農業環境と連携した物産販売施設や地域住民の交流施設等の整備により、自然交流、文化交流、人の交流による川西地区の賑わい創出にむけた検討を進めます。

(3) 良好な住環境の形成

良好な住環境の維持・向上...良好な住環境の維持・向上にむけて地区計画や緑化協定の検討を図ります

良好な住環境の維持・向上にむけて、地域住民の意向を踏まえながら、協議・調整を実施し、地区計画や緑化・建築協定など、地区特性に応じた規制・誘導方策の推進を図ります。なお、実施においては、地域住民主体のまちづくりを誘導するため、各種支援策を検討します。

住宅供給の促進...公営住宅の機能更新や住まい環境の向上にむけた支援を図ります

中間市公営住宅ストック総合活用計画に基づき、公営住宅の住環境の向上と機能改善を進めるとともに、老朽化した施設については、建替えの検討を進めます。

また、良好な住まい環境の創出にむけて、ユニバーサルデザインに配慮した住宅整備や高齢者・身障者に対応した住宅の整備にむけた支援を図ります。

本市への定住促進にむけて、PR 活動及び補助・支援策の検討を図ります。



段差の解消



多機能トイレ

6 . 景観形成の整備方針

6 - 1 基本方針

遠賀川や歴史特性を基調とした自然景観の創出

親水性豊かな遠賀川を基軸として、その周辺に広がる優良農地など、本市の自然特性を生かした景観形成を推進します。

良好な住環境の形成やまちの顔となる都市景観の創出

良好な住環境の維持、緑あふれる市街地の形成など、地区特性に応じた都市景観の創出を図ります。

協働による景観づくりの推進

各種法制度を活用しながら、行政・市民・事業者の協働による景観づくりを推進します。

6 - 2 都市づくりの方針

(1) 自然・歴史景観の創出

自然景観の創出...遠賀川を基軸として親水性豊かな景観及び周辺に広がる田園環境の創出を図ります

遠賀川を基軸として市民に憩い・安らぎを与える自然景観の形成を図ります。

遠賀川は、本市のシンボル性の高い空間として都市骨格となるとともに市民交流、レクリエーション機能を有することからも、河川敷の緑地の保全や植栽、また良好な親水空間として水辺環境の整備を進め、市民が憩い安らぎを感じる自然景観の保全・創出を図ります。

また、遠賀川周辺に広がる川西地区の優良農地においては、営農環境の保全を主としながら、景観法をはじめ各種法制度による適切な維持管理により、見晴らしや眺望としての自然景観の創出を図ります。



遠賀川

歴史景観の創出...本市の伝統・文化を彩る歴史景観の保全を図ります

遠賀川と洞海湾を結ぶ堀川は、その歴史性とともにより周辺地域とのネットワーク軸となることから、良好な親水空間の創出や散策路としての機能強化、また「堀川まちおこし事業」での活動を支援し、歴史性豊かな景観の維持・創出に努めます。



垣生羅漢百穴



堀川の中間唐戸

また、垣生公園に位置する垣生羅漢百穴は、横穴群として歴史性と自然環境を育んでいること

とから、垣生公園の整備に併せながら、歴史景観の保全を図ります。

また、点在する近代化産業遺産などは、本市の歴史を伝える施設として、熟度に応じて文化財・歴史景観としての保全について検討を進めます。

(2) 都市景観の創出

良好な住環境景観の創出...地区特性に応じた魅力ある都市景観づくりを進めます

住宅地が密集する市街地や良好な住宅地が形成された地区については、景観法をはじめとした各種法制度や自主条例等を用いて、緑豊かな住宅地の形成など良好な住環境景観の維持・保全に努めます。

中心性を創出する景観の創出...中間市の顔となる個性ある景観づくりを進めます

駅前周辺地区や主要道路沿道地区については、屋外広告物の規制や周辺と調和した建築物の規制・誘導にむけて、地区計画や建築条例等の活用により、魅力的な都市景観の創出を目指します。

特に、中心性が高く多くの人々が利用する公共空間については、ランドマークとなる建築物のデザイン誘導やモニュメントの設置、ライトアップ等の演出を行い、人が賑わう都市景観の創出を図ります。

また、主要な幹線道路や歩行者ネットワーク・親水交流軸周辺においては、沿道の植樹・植栽や広告・看板の規制、建築物の高さ規制など、沿道の眺めに配慮した都市景観の創出を図ります。



ふれあい大通り

(3) 景観形成の推進

協働による景観づくり...行政・市民・事業者の協働による景観づくりを推進・支援します

良好な景観形成にむけては、景観形成に対する共通認識を確認し合いながら、市民・事業者・行政など各種団体が連携して取り組むことが必要不可欠です。そこで、各種まちづくりの実施において、景観形成にむけた情報発信や連携・協力の場づくりを進めることで、市民・事業者・行政が一体で取り組む協働による景観づくりを目指します。

市民参加による景観づくり...市民主体の景観づくりを推進・支援します

地域が持つ固有の景観を維持・発展させ、育てていくためには、市民の自主的・継続的な取組みが重要となります。そのため、道路や公園の整備をはじめとした各種基盤施設の整備において市民ワークショップ等の開催を行い、参加を促し意識の高揚に努めます。また、景観形成の取組み意識・体制が整った地区においては、地区及び各種まちづくり団体への取組み支援、サポートを行うなどし、市民主体の景観形成づくりを誘導します。

景観施策の推進

良好な景観を創出するためには、景観法やその他法制度による規制・誘導が必要となります。そのため、地域の景観特性や取組み状況に応じて、計画や条例策定を進めます。

また、景観づくりにおいては、公共的な観点から地域の景観づくりを牽引することも重要となります。そこで、拠点となる公共空間や地域で親しまれる景観資源については、周辺環境と調和した良好な整備や保全を図り、先導的役割を果たすための景観づくりを推進します。



遠賀橋

7. 安全・安心なまちづくりの方針

7-1 基本方針

災害に強いまちづくりの推進

土地利用、都市施設、市街地整備など各種まちづくりの推進において、一体的な防災対策を進めることで、災害予防及び災害による被害拡大の防止など、災害に強いまちづくりを目指します。

自助・共助・公助による防災力の向上

市民の防災意識を高めるとともに、地域コミュニティを中心としながら、市民・団体（事業者）・行政の協力による防災体制の構築を図るなど、ソフト・ハード面から自助・公助・共助の連携による防災対策の推進を図ります。

交通安全・防犯環境の向上

防災、交通、福祉などの各分野と連携しながら、交通安全や防犯環境の向上にむけたまちづくりを目指します。

人にやさしいまちづくりの推進

住みよいまち、住み続けられるまちづくりにむけて、各分野と連携しながら、人にやさしいまちづくりを推進します。

7-2 都市づくりの方針

(1) 災害に強いまちづくりの推進

災害に強い基盤づくり

災害時の避難や輸送、延焼遮断機能を有し、各種ライフラインが通る道路については、災害時にもその機能が維持されるよう耐震性の確保を図るとともに、体系的なネットワークを構築することで、防災性の向上を図ります。また、建物が密集した市街地の狭あい道路や地域の避難経路となる生活道路については、延焼遮断機能の向上や緊急車両のスムーズな通行にむけて、適正な道路幅員の確保に努めます。

災害時の避難地、災害対策拠点となる公園や公共施設については、順次耐震構造への改善を図ります。

遠賀川をはじめとした主要な河川については、遠賀川水系河川整備計画や中間市水防計画等に基づき、引き続き治水対策を図り、災害の未然防止に努めます。また、河川の氾濫や土砂災害等、災害発生の恐れがある区域については、中間市水防計画、地域防災計画に基づき、防災施設の整備を図るとともに、宅地開発の規制を行うなどし、災害の未然防止を推進します。

災害に強い市街地環境の形成

耐震改修促進計画の策定とその運用により、公共施設の耐震・補強を強め、地震に強い施設整備に努めます。また民間施設についても、耐震化の促進、啓発に努めるものとし、建物の耐震化を図ります。

住宅市街地の安全性の向上にむけては、住宅の耐震診断、耐震改修とともに不燃化の促進を図ります。また、炭鉱住宅をはじめとした、木造密集市街地においても、面整備の検討や都市基盤の整備を図るなどし、災害に強い市街地環境の形成に努めます。

(2) 地域防災力の向上

防災体制の確立

災害時の迅速な行動・対策を図るものとして、県防災行政無線及びふくおかコミュニティ無線を活用した、情報ネットワークの整備を図ります。

地域防災力の向上

防災に対する知識、地域住民の相互協力が防災活動において大きな役割を有することからも、防災訓練の実施やハザードマップ等の広報など、防災意識の高揚にむけた取組みを推進します。

また、住民の自主的かつ積極的な防火活動の推進にむけて、企業や町内会などによる自主防災組織、婦人防火クラブなどの組織の拡大を展開します。



中間市ハザードマップ

(3) 交通安全・防犯環境の向上

交通安全対策

街頭キャンペーン、広報・HPへの掲載など、交通安全思想の普及にむけた活動を推進するとともに、警察等関係機関との連携を保ちつつ、交通安全教育の普及に努めるなどし、交通マナーの改善等、安全なまちづくりを推進します。

見通しの悪い交差点、交通事故多発区域、また通学路などについては、カーブミラーなどの交通安全施設や路面表示を行うなどし、交通事故の防止を図ります。

防犯環境の向上

防災、交通、福祉などの各分野との連携を図りながら、必要な施設の整備や改善を進めることで防犯環境の向上に努めます。

また、夜道の安全性の確保を図るため、街路灯の設置を進めます。

(4) 人にやさしいまちづくりの推進

人にやさしいまちづくりの推進

住み続けられるまち、住み続けたいと感じるまちづくりにむけては、全ての人々が豊かさを実感できるまちづくりが望まれます。そのため、都市計画においても福祉をはじめとして各分野と連携しながら、都市環境の確保に努めることが必要です。そこで、各施設の整備においては、「中間市高齢者・障害者にやさしいまちづくり整備指針」に基づき、移動の円滑化やバリアフリー道路など安全・安心、快適な都市施設の確保など、人にやさしいまちづくりを推進します。